

国立研究開発法人森林研究・整備機構役員退職手当規程

平成 13 年 4 月 1 日

13 森林総研第 30 号

最終改正 30. 1. 15 (29 森林機構第 101502 号)

(趣旨)

第 1 条 国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 退職手当は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、非常勤の役員には、支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この規程において、遺族とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 常勤役員を故意に死亡させた者

二 常勤役員の死亡前に、当該常勤役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給額)

第3条 退職をした者に対し支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、在職期間1月につき100分の10.4625の割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額に、農林水産大臣が0.0から2.0までの範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定するその者の業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が任期満了の日以前又はその翌日に役職を異にする常勤役員に任命され、引き続き在職した後退職した場合の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ退職した日における当該異なる役職ごとの俸給月額に、当該異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

3 常勤役員が任期中に職務を異にする常勤役員(役職を異にする常勤役員を除く。以下同じ。)となり退職した場合又は任期満了の日の翌日に職務を異にする常勤役員に任命され、引き続き在職した後退職した場合の退職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該異なる職務ごとの在職期間(以下「職務別期間」という。)の末日における当該異なる職務ごとの俸給月額に、それぞれ当該職務別期間1月につき支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる職務ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間、役職別期間及び職務別期間の月数の計算については、任命された日(職務別期間にあつては、それぞれ職務を異にする常勤役員となった日)から起算して、暦に従って計算するものとする。この場合において、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月とするものとする。

2 前条第2項又は第3項に規定する場合において、各役職別期間又は各職務別期間の月数の合計が、同一の役職又は職務の常勤役員として在職したものとみなした場合に前項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、同項の規定により1月とした端数の少ない役職別期間又は職務別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間又は職務別期間の月数から先に減ずるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定のいずれをも適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、同項中「前条第2項又は第3項に規定する」とあるのは「前条第2項及び第3項の規定のいずれをも適用を受ける」と、「各役職別期間又は各職務別期間」とあるのは、「各役職別期間及び各職務別期間のすべて」と、「役職又は職務」とあるのは「役職及び職務」と読み替えるものとする。

(国の職員等として在職した後引き続き常勤役員となった者の在職期間の計算等)

第5条 常勤役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国の職員等として在職した後引き続き再び常勤役員となった者の前条の規定による在職期間の計算については、先の常勤役員としての在職期間の始期から後の常勤役員としての在職期間の終期までの期間は、常勤役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 国の職員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き常勤役員となるため退職し、かつ、引き続き常勤役員となった場合におけるその者の常勤役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国の職員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 国の機関又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に定める行政執行法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した第1項の常勤役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第3条第2項の俸給月額、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。

4 第2項の常勤役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間（国の職員等としての在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなし、国の職員等を退職した日の俸給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日における俸給月額とみなして、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(非違行為等による解任を受けて退職した場合の退職手当の支給制限)

第6条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた常勤役員としての職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する社会の信頼に及ぼす影響その他の理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 独立行政法人通則法第23条第2項の規定による解任（同項第1号に該当する場合を除く。以下同じ）を受けて退職をした者

二 独立行政法人通則法第23条第3項の規定による解任を受けて退職をした者

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知する。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法（明治29年法律第89号）第98条及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）に定めるところにより公示送達の手続を行うものとする。

（退職手当の支払の差止め）

第7条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 常勤役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間（その者の退職手当の額の算定の基礎となる在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 理事長は、退職した者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者の任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 その者の任命権者が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任にされるべき行為（在職期間中の常勤役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして独立行政法人通則法第23条第2項の規定による解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当

の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定により行った支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消すものとする。
- 7 理事長は、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、当該支払差止処分を取り消すことがある。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第8条 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条第1項に規定する理事長が別に定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案し

て、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 その者の任命権者が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違行為により解任にされるべき行為をしたと認めたとき。

2 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第6条第1項に規定する理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 前項に規定する意見の聴取に関する通知その他の必要な手続等については、理事長が別に定める。

5 第6条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者に対する退職手当の返還請求）

第9条 理事長は、退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第6条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を行うことがある。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 その者の任命権者が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任にされるべき行為をしたと認めたとき。

2 前条第2号に該当するときにおける前項の規定による返還の請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

- 3 理事長は、第1項の規定による返還の請求を行おうとするときは、当該返還の請求を受けるべき者の意見を聴取するものとする。
- 4 前項に規定する意見の聴取に関する通知その他の必要な手続等については、理事長が別に定める
- 5 理事長は、第1項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該返還の請求を受けるべき者に通知する。

(遺族に対する退職手当の返還請求)

- 第10条 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第6条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を行うことがある。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による返還の請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還請求)

- 第11条 理事長は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第9条第1項又は前条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任にされるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中のその者の非違により解任にされるべき行為をしたと認めることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。
- 2 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第9条第3項又は前条第2項において準用する第9条第3項の規定による意見の聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第9条第1項又は前条1項の規定による返還

の請求を受けることなく死亡したとき（次項及び第４項に規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任にされるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。

３ 理事長は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第７条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第９条第１項の規定による返還の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任にされるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。

４ 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。

５ 前各項の規定による返還の請求を行う金額は、第６条第１項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の理事長が別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が２人以上あるときは、各相続人が返還の請求を行う金額の合計額は、当該退職手当の額を超えてはならない。

６ 第９条第３項から第５項までの規定は、第１項から第４項までの規定による返還の請求について準用する。

（退職手当審査委員会の設置等）

第１２条 第８条第１項第２号又は同条第２項の規定による退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分、第９条第１項又は第１０条第１項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求、前条第１項から第４項までの規定による退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求（以下「退職手当の支給制限の処分等」という。）に関して公正を期するため、機構に退

職手当審査委員会を設置する。

- 2 理事長は、退職手当の支給制限の処分等を行おうとするときは、あらかじめ退職手当審査委員会に諮問するものとする。
- 3 退職手当審査委員会は、第8条第2項の規定による退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を受けるべき者、第9条第1項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を受けるべき者、前条第1項から第4項までの規定による退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該申立てをした者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(常勤役員が退職した後に引き続き常勤役員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第13条 常勤役員が任期満了となり退職した場合において、その者が退職の日の翌日に再び常勤役員に任命されたときは、退職手当は支給しない。常勤役員が任期満了の日以前に役職又職務を異にする常勤役員に任命されたときも、同様とする。
- 2 常勤役員が第5条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する常勤役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、退職手当は、支給しない。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、常勤役員が退職した場合の退職手当の支給等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成14年3月29日13森林総研第2496号]

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年6月30日15森林総研第578号]

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則 [平成16年1月16日15森林総研第1426号]

この規程は、平成16年1月16日から施行する。

附 則 [平成18年3月31日17森林総研第1612号]

(施行日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給月額に関する取扱い)

- 2 この規程による改正後の役員退職手当規程（以下「改正後の役員退職手当規程」という。）の適用を受ける常勤役員が退職した場合において、その者が退職の日に受けていた俸給に、独立行政法人森林総合研究所役員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1572号）附則第2項の規定による差額に相当する額の俸給が含まれているときは、改正後の役員退職手当規程の規定の適用に当たっては、同規程中の俸給月額には、当該差額に相当する額の俸給は含まないものとする。

(施行日前から引き続き在職する常勤役員の退職手当の額等の取扱い)

- 3 施行日の前日に現に在職する常勤役員が引き続き常勤役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、改正後の役員退職手当規程第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、第3号の規定により得られる額とする。
 - 一 平成14年3月31日以前の在職期間に係る退職手当の額 その者の平成14年3月31日における俸給月額に、常勤役員に任命された日から同月31日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得られる額
 - 二 平成14年4月1日から平成16年1月15日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の平成16年1月15日における俸給月額に、平成14年4月1日（同月2日から平成16年1月15日までの間に新たに常勤役員に任命された者にあつては、当該任命された日）から平成16年1月15日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得られる額
 - 三 平成16年1月16日から施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における俸給月額に、平成16年1月16日（同月17日から施行日の前日までの間に新たに常勤役員に任命された者にあつては、当該任命された日）から施行日の前日までの在職期間につき改正後の役員退職手当規程第3条の規定により得られる額
 - 四 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当規程第3条の規定により得られる額
- 4 前項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 5 第3項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものと

し、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、同各号の在職期間の月数の合計が、改正後の役員退職手当規程第4条第1項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、同各号の在職期間の月数のうち1月とした端数の少ないものから当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から先に減ずるものとする。

附 則 [平成19年4月2日18森林総研第1577号]

(施行日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧林木育種センターの常勤役員に係る経過措置)

- 2 施行日の前日において、独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の常勤役員であった者のうち、施行日において引き続き常勤役員となった者の退職手当については、林木育種センターの常勤役員として在職した期間を現に在職する常勤役員の在職期間として、この規程を適用するものとする。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日20森林総研第1号]

(施行日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧緑資源機構の常勤役員に係る経過措置)

- 2 施行日の前日において、独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）の常勤役員であった者のうち、施行日において引き続き常勤役員となった者の退職手当については、緑資源機構の常勤役員として在職した期間を現に在職する常勤役員の在職期間として、この規程を適用するものとする。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成21年7月1日21森林総研第491号]

(施行日)

- 1 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の役員退職手当規程の規定は、この規程の施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 [平成 24 年 12 月 28 日 24 森林総研第 1100 号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（退職手当の支給額に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の役員退職手当規程第 3 条の規定の適用については、同条各項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則 [平成 27 年 3 月 31 日 26 森林総研第 1629 号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給月額に関する取扱い）

- 2 この規程による改正後の役員退職手当規程（以下「改正後の役員退職手当規程」という。）の適用を受ける常勤役員が退職した場合において、その者が退職の日に受けていた俸給に、独立行政法人森林総合研究所役員給与規程の一部を改正する規程（26 森林総研第 1621 号）附則第 2 項又は第 3 項の規定による差額に相当する額の俸給が含まれているときは、改正後の役員退職手当規程の規定の適用に当たっては、同規程中の俸給月額には、当該差額に相当する額の俸給は含まないものとする。

附 則 [平成 29 年 3 月 31 日 28 森林総研第 1606 号]

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 1 月 15 日 29 森林機構第 101502 号]

この規程は、平成 30 年 1 月 15 日から施行し、改正後の国立研究開発法人森林研究・整備機構役員退職手当規程の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。